

◆◆トピックス①◆◆

Ovalニュースレターでは、人事・企業年金関連の情報を分かりやすく解説し、企業経営上の判断をサポートします。

解散を取り進める基金が続々 108基金が解散・代行返上の手続済み ～厚生省公表資料より～

解散を取り進める基金が続出	1
受給権の保全 残余財産の範囲内で	2
特例解散 納付猶予の特例	3
“早期解散”を阻む 「抵抗勢力」と対策	4

厚生労働省は、平成25年10月29日に開催された「第1回社会保障審議会企業年金部会」に提出した資料の中で、今年10月21日時点の**551基金のうち108基金(全体の20%に相当)が、解散や代行返上に向けて具体的に進んでいる**ことを公表した。

業種別の内訳をみると、代行割れ基金の割合が多い、繊維業、建設業、運輸業、石油業、での解散進行割合が高い。

◆書籍案内◆

増補・改訂版発売中！

年金倒産

企業を脅かす
もう一つの「年金問題」

AIJ事件が暴き出した厚生年金基金制度の構造的欠陥。生き残りのため、企業がなすべきことは、

著者：当社代表 宮原英臣
発売元：株式会社フレジデント社
定価：本体1500円(税込)

◆セミナー情報◆

厚生年金基金対策セミナー

～法改正を受けて～

基金と加入企業が
取るべき決断とは！？

東京開催

・1月24日(金)

・2月5日(水)

時間：13:30～15:30

参加費：1社につき5千円

同封のセミナー案内

でお申込み下さい。



ホームページもご覧下さい

www.oval-rms.com

業種	①基金数	②解散内諾済	③将来返上済	④小計(②+③)	割合(④÷①)
計	551	95	13	108	19.6%
機械・金属製造	84	10	3	13	15.5%
卸売・小売	77	12	2	14	18.2%
繊維業	12	6	0	6	50.0%
食料品・飲料	29	1	2	3	10.3%
建設	62	17	0	17	27.4%
運輸	51	12	1	13	25.5%
その他	51	7	2	9	17.6%
その他製造	48	9	2	11	22.9%
サービス	56	7	1	8	14.3%
石油	18	10	0	10	55.6%
電設・電気工事	14	3	0	3	21.4%
医療・福祉	37	1	0	1	2.7%

※1「解散内諾済」は、解散の方向性について代議員会で議決し記録整理等具体的な作業を始めた(又は始めようとしている)基金

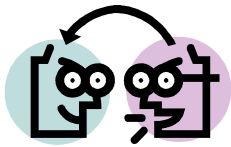
※2「代行返上済」は、厚生年金保険法附則第32条の認可を受けて代行部分の掛金徴収等を停止した(又は認可申請中で停止しようとしている)基金

同部会では、解散手続き等についても、法改正施行に向けた検討内容が公表されたが、**基本的には“代行割れを早期に解消する”(又は代行割れを二度と起こさない)**という観点から、**全ての手続の迅速化が図られている**。

具体的には、①法改正前でも解散の事前手続き取り進め可能、②解散理由の撤廃、③解散手続き要件の緩和、等が発表された。

解散に向かう基金は今後の増え続けることは間違いないが、**申請基金数が殺到すると着手が遅れた基金が後回しにされて解散が遅くなる可能性も否定できない**。

同部会での公表資料やその内容について、詳しくお知りになりたい場合には、当社までお問い合わせ下さい。



◆◆トピックス②◆◆

上乘せ部分の受給権の保全 “残余財産の範囲内”で分配

Ovalニュースレターのバックナンバーは下記のウェブサイトをご参照下さい。

www.oval-rms.com

36号

- 厚生年金基金見直し改正法成立
- 「代行割れ」基金は早期解散がベスト
- 将来選択肢と負担額シミュレーション

35号

- 厚生年金基金改正法衆議院審議中
- 厚年基金制度見直しのプロセス
- 厚年基金の将来方向性の決定時期
- 上場企業、株主総会の準備は

34号

- 総合型基金の解散現場の声
- 受給者の年金減額は有効か
- 解散の準備に走る厚生年金基金

33号

- 命運尽きた総合型厚生年金基金
- 厚労省“法改正案”
- 厚労省“試案”による法改正の影響

32号

- 厚労省試案発表
- 試案の概要、解説
- 試案の独自評価

31号

- 任意脱退を巡る訴訟に「脱退の自由」認める
- 日本交通基金のケース
- 尾西毛織基金のケース
- 有識者会議報告

30号

- 企業年金実態調査
- AIJ事件であぶり出された企業年金の闇

基金の解散に際して、受給権者や加入員に対する上乘せ給付分の“受給権の保全”という点が、多くの基金で議論に上ることが多い。基金関係者の中には「受給者からの訴訟が起きる」という憶測を口にする者もいる。

厚生労働省は、平成25年10月29日に開催された「第1回社会保障審議会企業年金部会」に提出した資料の中で、“上乘せ部分の受給権を保全するための措置”と題して、次の内容を公表した。(同部会 資料4より抜粋)

上乘せ部分の受給権を保全するための措置

厚生年金基金が解散した場合の基本ルール

- ① 代行給付 = 必ず保全される(厚生年金本体が支給)
- ② 上乘せ給付(3階部分) = 残余財産の範囲内で分配(又は企業年金連合会に移換)

【ケース1: 代行割れはしていないが、上乘せ部分は積立不足である基金】

<債務>		<資産>		
上乘せ部分		上乘せ不足		上乗せ資産 → 資産を他制度に移換して退職給付を継続 企業連へ DBへ DCへ 中退共へ
代行部分		資産		

このまま分配すると受給権は保護されない

移行のための支援措置

- ・解散後、事業所(企業)単位で既存DBや中退共へ移行できる仕組みを創設(法律事項)
- ・移行後の積立不足を掛金で埋める期間の延長など政省令改正による対応も併行して行う。

【ケース2: 代行割れ基金】

<債務>		<資産>		事業主
上乘せ部分		上乘せ不足		退職金原資の再建(※) → DB等の企業年金スキームを活用した再建 厚年本体に返還 → 分割納付による返済
代行部分		代行不足	資産	

※1 一部の基金では、上乘せ給付の原資として加入員からも掛金を徴収しているところがあり、こうした基金が解散後、上乘せ給付を再建するスキームとしての活用も考えられる。

※2 ケース1及びケース2で、代行部分を持ち続けると、公的資金である代行資産を、上乘せ給付の不足に充てるために使い続けることになる。

ここでは、**上乘せ給付(3階部分)**は“**残余財産の範囲内で分配**”が基本ルールと明記されている。

解散すると残余財産がない「代行割れ基金」では、受給権者も含めて上乘せ給付がなくなるのは致し方ないことで、積立不足を抱えた基金は、“**公的資金である代行資産を、上乘せ給付の不足に充てるために使い続ける**”ことについての問題点を指摘している。

受給権の保全ばかりに拘ったり、受給者からの訴訟懸念を理由に、積立不足を放置することは許されないという厚労省の基本姿勢は明確になっている。

公的資金である代行資産を、上乘せ給付に充てることは『**公金の私的流用**』に相当するという図式であり、**厚生年金保険制度全体にとっては許されない事態である**ことが、ここでも再確認されている。



特例解散：納付猶予の特例 分割納付の概略

増補・改訂版
発売中！

◆出版案内◆

増補・改訂版
発売中！

年金倒産

企業を脅かす
もう一つの「年金問題」

AIJ事件が暴き出した厚生年金基金
制度の構造的欠陥。生き残りのた
め、企業がなすべきことは。

著者：当社代表 宮原英臣
発売元：株式会社プレゼンツ社
定価：本体1500円(税込)

Ovalニュースレターの
バックナンバーは下記
のウェブサイトをご参照
下さい。

www.oval-rms.com

厚生年金基金 対策セミナー

～法改正を受けて～
基金と加入企業が
取るべき決断とは！？

東京開催

・1月24日(金)

・2月5日(水)

時間：13:30～15:30

参加費：1社につき5千円

同封のご案内から
お申込みください

セミナー特典として、ご
加入基金の将来選択肢
と負担額シミュレーション
をご提供致します。申込
時に加入基金名をご記
入下さい。

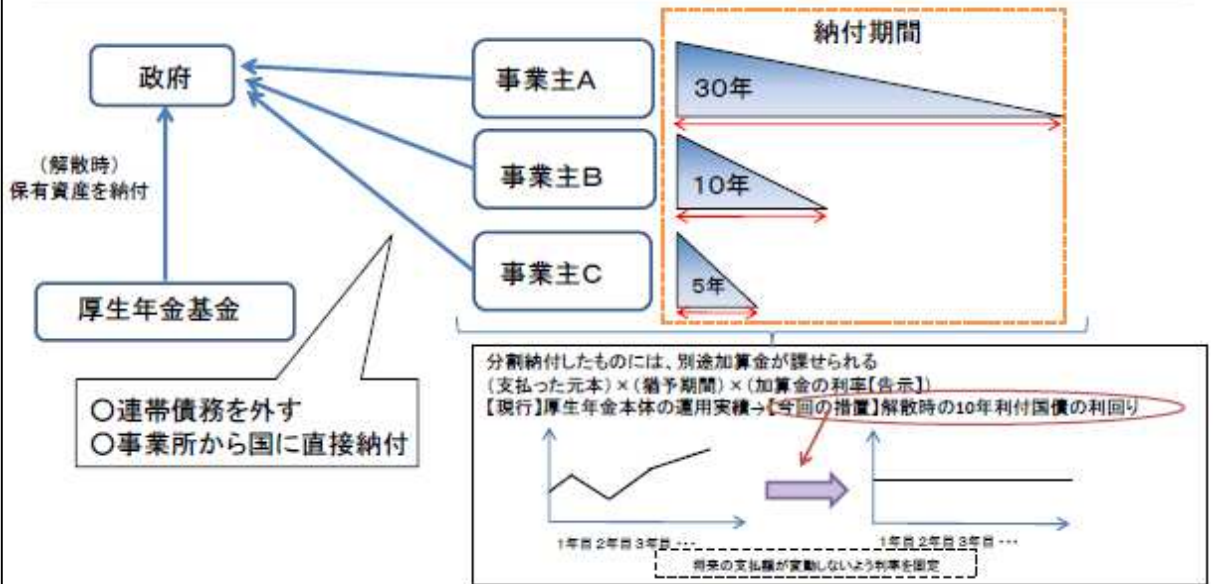
発行：
オーヴァル・リスクマ
ネジメント・サービ
シーズ日本支社

〒151-0053
東京都渋谷区
代々木4-23-5-101
TEL：03-5333-4808
FAX：03-5333-4809

特例解散(代行割れ基金が対象)の分割納付の特例について、「第1回社会保障審議会
企業年金部会」に提出した資料の中では、次のように提示されている。

納付猶予の特例①

- 通常は解散時に最低責任準備金を一括で国に返済する必要があるが、納付猶予の申請をすることが可能。
- 従前の特例解散における納付猶予について、今回の改正により、次の見直しを法定。
 - ①事業所間の連帯債務外し、②利息の固定金利化、③最長納付期間の延長(15年→30年)
- 基金が保有する資産は解散後、すべて国に返還し、基金は清算。代行割れ部分を各設立事業所の事業主で負担し、事業主から分割で国に返還する。



- ①「事業所間の連帯債務外し」・・・年金倒産の背景となっていたこの悪名高い条件が廃止されたことは効果が大きい。また、過去の特例解散事業所にも遡及適用されることは喜ばしいことではある。
- ②「利息の固定金利化」・・・分割納付に対する加算金利率には、解散時の10年利付国債の利回りを適用して、分割納付期間中の利率を固定化するので、返済計画が立てやすくなり、中小事業所への資金繰り支援効果が望める。
- ③「最長納付期間の延長(15年→30年)」・・・納付猶予の特例は、二段階の手続になっており、(1)通常の納付猶予期間(最長10年)、(2)納付期間中の特例申請により納付期間の延長(最長30年)、とする予定。初めから30年を認めてほしいという声もあるが、長期間の未納リスクや経営モラルの観点から慎重にならざるを得ないだろう。

特例解散の最大の障害は、代行割れ分の負担について『**全ての事業主の同意**』が実質的に必要である、ことにある。事業主ごとに納付期間は選択して申請できるが、そもそも納付計画を提出しない事業所があると、納付猶予の申請以前に、解散申請そのものが出ないところになる。 反対事業所や事業継続不能の事業所の説得が難題になる。



増補・改訂版
発売中!

◆◆トピックス④◆◆

企業と雇用を守るための最善策である “早期解散”を阻む「抵抗勢力」と対策

◆ 出版案内 ◆

増補・改訂版発売中!

年金倒産

企業を脅かす
もう一つの「年金問題」

AIJ事件が暴き出した厚生年金基金
制度の構造的欠陥。生き残りのため、
企業がなすべきことは、

著者：当社代表 宮原英臣
発売元：株式会社レジレント社
定価：本体1500円(税込)

厚生年金基金 対策セミナー

～法改正を受けて～
基金と加入企業が
取るべき決断とは!?

東京開催

・1月24日(金)

・2月5日(水)

時間：13:30～15:30

参加費：1社につき5千円

同封のご案内から

お申込みください

セミナー特典として、ご加入
基金の将来選択肢と負担額
シミュレーションをご提供
致します。申込時に加入
基金名をご記入下さい。

発行：
オーヴァル・リスクマ
ネジメント・サービ
シーズ 日本支社

〒151-0053
東京都渋谷区
代々木4-23-5-101
TEL：03-5333-4808
FAX：03-5333-4809

ホームページも
ご覧下さい。

www.oval-rms.com

今年の法改正で代行制度の廃止が国の基本方針としても明確になった。その狙いは、長い法律名称に込められているとおり、『公的年金制度の信頼性および健全性の確保』であり、即ち「**厚生年金基金制度は公的年金制度の信頼性・健全性を損ねている**」ということ为国も認めたということに他ならない。国は基金の早期廃止と代行資産の返還を求めている。

基金を構成する母体企業にとっても、基金制度の廃止措置は、これまでの過大な掛金負担に苦しめられている状況から脱却することが出来るので、望ましい方向でもある。

また、5年以内には終了する制度に、これ以上の資金注入をしても無駄になることは明らかなので、出来ることならば一刻も早く制度終了をして欲しい、というのが多くの企業経営者が抱く直感的な判断だろう。そしてその経営者の直感的判断は、積立不足を抱えている、または、年間の基礎収支が赤字である基金に対しては、正しい判断である。

しかし、基金制度を既得権益化している一部の関係者、具体的には、基金の資産運用に係る運用報酬を享受している信託銀行を中心とする金融機関、また事務局の役職に就任している天下り(社保事務所等のOB)または地上り(金融機関のOB)の面々にとっては基金制度の廃止イコール既得権益の喪失なので、1年でも2年でも解散を先延ばしにしようと考えても不思議ではない。彼等こそが抵抗勢力になっている。“5年以内に解散”という言葉尻りを捉えて、5年間は基金存続に持ち込もうとする言動が、多くの基金から聞こえてくる。

例えば、まだ政省令が出ていないの分からない部分が多い、他の基金の動向も見て慎重に1～2年かけて検討するべき、年金受給者の権利保全の面で訴訟される可能性もある、アベノミクスの恩恵ももう少し見た方がよい、等々。また、解散までに時間が掛かるという理由としてどの基金でも共通に挙げられるのが、“年金記録の突合に1年から1年半かかる”(信託銀行によっては24カ月、というところもある)という記録突合作業に要する期間である。

実は、多くの常務理事・基金事務局にとっても、また多くの運営受託信託銀行の担当者にとっても、基金解散という業務は経験のない、初めての業務であるので、平たく言えば、やり方が良く分からない、というのが実情。また年金記録に関する業務分野は、企業から出ている理事長や各理事・代議員にとってはブラックボックスとなっている。もっと早く出来ないのかと督促しても、基金関係者や信託銀行関係者から、これ以上は無理です、と言われればそれでおしまいになってしまう。

本当に早期解散を目指すのであれば、既得権益者に頼り切っている構図を変える必要がある。具体的には、第三者の外部専門家の力を借りて、解散に係る諸業務を外部委託し、解散のスピードアップを図ることが有効だろう。この分野に知識と経験のある第三者は、当社を初め独立系コンサルタントは数社あるが、基金利害関係のない独立系であれば、資産運用で報酬を得ている訳ではないので、信託銀行などでは決して提案してこない「代行資産の前納」(解散の本申請に先駆けて代行部分の資産を国に納付することで、運用リスクの軽減と運用報酬の大幅カットというメリットが出てくる。)等も積極的に提案して、基金解散の早期化と経費等削減&合理化によって、最終的には基金解散に係る事業主負担総額を軽減することが可能になる。